

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）（抜粋）

平成27年1月27日
平成29年7月5日 改訂

（改訂前）

（改訂後）

（認知症疾患医療センター等の整備）

- 認知症の疑いがある人については、かかりつけ医等が専門医、認知症サポート医等の支援も受けながら、必要に応じて認知症疾患医療センター等の専門医療機関に紹介の上、速やかに鑑別診断が行われる必要がある。
- 認知症疾患医療センターについては、都道府県域全体の拠点機能を担うものや一部地域の拠点機能を担うものなど、都道府県ごとに地域の中で担うべき機能を明らかにした上で、認知症疾患医療センター以外の鑑別診断を行うことができる医療機関と併せて、計画的に整備を図っていく。また、個々の認知症疾患医療センターの機能評価も併せて行うことで、PDCAサイクルにより認知症疾患医療センターの機能を確保していく。

（同左）

【認知症疾患医療センターの数】

2014（平成26）年度見込み 約300か所

⇒ 2017（平成29）年度末 約500か所

※ 目標自体は変更しないが、基幹型、地域型及び診療所型に3類型の機能やその連携の在り方を見直し、地域の実情に応じて柔軟に対応できるようにする。

【認知症疾患医療センターの数】

2016（平成28）年度実績 375か所

⇒ 2020（平成32）年度末 約500か所

※ 基幹型、地域型及び連携型のより効果的、効率的な機能や地域での連携の在

り方を検討するとともに、設置されていない地域がなくなるよう、2次医療圏